

新	旧	備考
2. 主任技術者又は監理技術者の兼任について 建設業法等の改正（令和6年12月13日施行）に伴い、これまでの専任緩和の内容に加え、新たに技術者の専任を緩和する内容が追加されました。 詳細は「監理技術者制度運用マニュアル（国交省）令和7年1月28日改正（以下、マニュアル）」を活用し、以下の留意事項と合わせ監督員は確認することとします。 【 留意事項 】 (1) 専任特例1号（マニュアル(p.12～13)参照) ① 監督員は、受注者の“下請け次数が3以下”であるかの確認方法は、自ら CCUS で確認することを基本とします。 ② 受注者の作成する、「人員配置の計画書」は、“工事現場毎に備え置くこと”とされているため基本的に提出は求めず、現場へ赴いた際に監督員は内容を確認することとします。 また、記載事項の誤り等に気が付いた際は、その都度受注者へ助言することとします。 (2) 専任特例2号（マニュアル(p.13～14)参照) (※旧：特例監理技術者制度のことであり、内容に変更はありません) 監理技術者制度運用マニュアル（国交省）R7.1.28 改正（p.14）抜粋 兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とする マニュアルに記載の“兼務できる工事現場の範囲”は、以下の通りとします。 ○兼務できる工事現場の範囲 それぞれの工事現場が、福岡市内又は隣接する市町村の区域内の工事、かつ当初請負金額が3億円未満の工事 ※ただし、以下は除きます。 ・ 24 時間体制での応急処理工 ・ 緊急巡回等が必要な維持工事同士（単価契約含む） ・ その他発注者が監理技術者の専任を要すると判断する工事 (3) 技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係について（マニュアル(p.8～10)参照) ~~マニュアルに記載の確認方法だけでなく“有効期限前の健康保険被保険者証”も、確認書類として認められます。~~ 入札に際して「配置予定技術者調書」の提出を受けた時、制限付一般競争入札による場合にあっては財政局契約課で行い、指名競争入札及び随意契約による場合にあっては、工事担当課で確認を行ってください。 補足：国不建技第 120 号 R6.12.2 付、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長「監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認方法について」より	2. 主任技術者又は監理技術者の兼任について 建設業法等の改正（令和6年12月13日施行）に伴い、これまでの専任緩和の内容に加え、新たに技術者の専任を緩和する内容が追加されました。 詳細は「監理技術者制度運用マニュアル（国交省）令和7年1月28日改正（以下、マニュアル）」を活用し、以下の留意事項と合わせ監督員は確認することとします。 【 留意事項 】 (1) 専任特例1号（マニュアル(p.12～13)参照) ① 監督員は、受注者の“下請け次数が3以下”であるかの確認方法は、自ら CCUS で確認することを基本とします。 ② 受注者の作成する、「人員配置の計画書」は、“工事現場毎に備え置くこと”とされているため基本的に提出は求めず、現場へ赴いた際に監督員は内容を確認することとします。 また、記載事項の誤り等に気が付いた際は、その都度受注者へ助言することとします。 (2) 専任特例2号（マニュアル(p.13～14)参照) (※旧：特例監理技術者制度のことであり、内容に変更はありません) 監理技術者制度運用マニュアル（国交省）R7.1.28 改正（p.14）抜粋 兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とする マニュアルに記載の“兼務できる工事現場の範囲”は、以下の通りとします。 ○兼務できる工事現場の範囲 それぞれの工事現場が、福岡市内又は隣接する市町村の区域内の工事、かつ当初請負金額が3億円未満の工事 ※ただし、以下は除きます。 ・ 24 時間体制での応急処理工 ・ 緊急巡回等が必要な維持工事同士（単価契約含む） ・ その他発注者が監理技術者の専任を要すると判断する工事 (3) 技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係について（マニュアル(p.8～10)参照) マニュアルに記載の確認方法だけでなく“有効期限前の健康保険被保険者証”も、確認書類として認められます。 また、入札に際して「配置予定技術者調書」の提出を受けた時、制限付一般競争入札による場合にあっては財政局契約課で行い、指名競争入札及び随意契約による場合にあっては、工事担当課で確認を行ってください。 補足：国不建技第 120 号 R6.12.2 付、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長「監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認方法について」より	

新	旧	備考
3. 営業所技術者等の兼務について（※営業所専任の技術者から名称が変わっています） 主任技術者又は監理技術者と営業所技術者等の兼務については以下の運用とします。 ※各建設工事の請負代金の額が 1 億円（建築一式工事の場合は 2 億円）以上の場合 は、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければなりません。 (1) 予定価格が 3,700 万円（建築一式工事の場合は 7,500 万円）を超える工事 ・ マニュアルp.6ニ(5)②1) ア～エの要件をすべて満たす場合は兼務できるものとします。 ※監督員は、受注者の“下請け次数が3以下”であるかの確認方法は、自ら CCUS で確認することを基本とします。 ※受注者の作成する、「人員配置の計画書」は、“工事現場毎に備え置くこと”とされているため基本的に提出は求めず、現場へ赴いた際に監督員は内容を確認することとします。また、記載事項の誤り等に気が付いた際は、その都度受注者へ助言することとします。 (2) 予定価格が 3,700 万円（建築一式工事の場合は 7,500 万円）以下で営業所と工事現場が近接している工事 ・ マニュアルp.6ニ(5)②2) ア～エの要件をすべて満たす場合は兼務できるものとします。 ・ 営業所の業務と兼ねることができる工事現場の件数は、1 件とします。 (3) 予定価格が 3,700 万円（建築一式工事の場合は 7,500 万円）以下で営業所と工事現場が近接していない工事 ・ (1)の要件を全て満たす場合(p.12 マニュアル三(2)①1)は除く)は兼務できるものとします。 ※近接の取り扱い 福岡市が発注する工事は、工事場所が福岡市内又は福岡市に隣接する市町村の区域内のため契約を締結する営業所の所在地が、福岡市内又は福岡市に隣接する市町村であれば“近接”として扱います。	3. 営業所技術者等の兼務について（※営業所専任の技術者から名称が変わっています） 建設業法等の改正（令和6年12月13日施行）に伴い、これまでの内容に加えて、新たに専任の監理技術者等の職務を兼ねることができる内容が追加されました。詳細はマニュアル(p.5～6)を活用し、以下の留意事項と合わせ監督員は確認することとします。 【 留意事項 】 (1) 予定価格が3,700万円（建築一式工事である場合にあっては、7,500万円）を超える建設工事 ① 監督員は、受注者の“下請け次数が3以下”であるかの確認方法は、自ら CCUS で確認することを基本とします。 ② 受注者の作成する、「人員配置の計画書」は、“工事現場毎に備え置くこと”とされているため基本的に提出は求めず、現場へ赴いた際に監督員は内容を確認することとします。また、記載事項の誤り等に気が付いた際は、その都度受注者へ助言することとします。 (2) 予定価格が3,700万円（建築一式工事である場合にあっては、7,500万円）以下の建設工事 ○営業所と工事現場が近接している場合 ① 近接の取り扱い 福岡市が発注する工事は、工事場所が福岡市内又は福岡市に隣接する市町村の区域内のため、契約を締結する営業所の所在地が、福岡市内又は福岡市に隣接する市町村であれば“近接”として扱います。 ② 営業所の業務と兼ねることができる工事現場の件数 1 件 ○営業所と工事現場が近接している場合以外 (1)の要件を全て満たすこと。	